会議

午前10時 0分開議

議長(増田 清君) 皆さん、おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長(増田 清君) 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号 から認第10号までの平成19年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括課題といたします。 これより、決算審査特別委員長、沢登英信君により特別委員会における審査の経過と結果

について報告を求めます。

1番。

〔決算審查特別委員長 沢登英信君登壇〕

決算審査特別委員長(沢登英信君) それでは、決算審査特別委員会審査報告を行います。 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

- 1.議案の名称。
- 1) 認第1号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。
- 2) 認第2号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第3号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。
 - 4) 認第4号 平成19年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
 - 5)認第5号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
 - 6) 認第6号 平成19年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。
 - 7) 認第7号 平成19年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
 - 8) 認第8号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
 - 9) 認第9号 平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。
 - 10) 認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2.審査の経過。

9月18日、19日、22日、24日、25日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、土屋代表監査委員、森会計管理者兼出納室長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、山崎市民課長、河井税務課長、大野健康増進課課長補佐、清水福祉事務所長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長、滝内上下水道課長、内田監査委員事務局長、鈴木議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は、会議録記載のとおりである。

- 3.決定及びその理由。
- 1) 認第1号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成19年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。 決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成19年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成19年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

以上であります。

次に、審査の経過を報告いたします。

- 1.市長に提出を求めた資料。
- 1)市税及び各種使用料等の調定額に対する収入状況(収納率100%未満のみ)。
- 2)18・19年度決算における滞納者リスト(使用料を含む)。
- 3)19年度決算時点の起債残高。
- 4)工事費(すべて)及び委託料(30万円以上)の予定価格に対する落札率に関する資料。
- 5)借地料(行政財産)に関する資料。
- 6)市有地貸し付け(占用料除く)に関する資料。
- 7)委託料の業者別一覧表。
- 8)第8次教育環境整備5カ年計画、策定経過に関する資料(耐震、下水道接続工事等第7次計画の積み残し・変更分を含む)。
- 9)臨時職員配置及び人数に関する資料(職種・所属先・金額)(平成19年度末現在のもの)。
 - 10)公共施設の耐震診断の実施状況と補強工事の進捗状況に関する資料。
 - 11)観光イベント等、入り込み状況の推移に関する資料(5カ年の推移)。
 - 12)下田市観光協会補助金と協会の決算に関する資料(5カ年の推移)。
 - 13) 下水道水量調査、汚泥等処理委託業務、放流水の水質調査に関する資料。
 - 14)年度別下水道使用水量及び無効水量に関する資料。

- 15)下水道加入状況(個人、業種別、加入の実態)。
- 16) 水道源水、浄水の水質検査に関する資料(5カ年の推移)。
- 17)河川水質検査に関する資料(5カ年の推移)。
- 18)上水道、無効水量に関する資料(5カ年の推移)。
- 19)顧問弁護士委託状況に関する資料。
- 20) 国民健康保険、資格証明、短期証明件数に関する資料(5カ年の推移)。
- 21)生活保護世帯数、人員数に関する資料(5カ年の推移)。
- 22)国民健康保険のレセプト点検結果一覧表(過誤に関するものの金額及び件数)。
- 23)法定外公共物の占用及び処分状況について(5カ年の推移)。
- 24) 平成19年度の指定統計調査結果について。
- 25)下田配水池に係る借地契約について。
- 26)株式会社ウエマツコンサルティングの資格証明書、登記簿謄本、下田市建設業関連業務競争参加資格審査申請書。
- 27) 平成19年度主要な施策の成果の208ページ記載、委託概要「用地測量・分筆登記ー式」4件の関係書類(境界立会関係、用地測量関係、分筆測量一式関係)、見積書、請求書。
 - 28) 須崎地区港湾整備で新たに生じた土地、土地表題登記関係書類、見積書、請求書。
- 29)加増野・宇土金の旧つくし学園・伊豆つくし会、境界立会関係、分筆登記、建物表題登記、関係書類、見積書、請求書。
 - 2. 現地調査実施箇所。
 - 1)知的障害者(児)施設等対策事業(宇土金)(福祉事務所)。
 - (ワークあおぞら及びケアホームタンポポ)。
 - 2)ドクターヘリポート整備事業(須崎)(健康増進課)。
 - 3)平成19年度下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事(敷根)(環境対策課)。
 - 4)須崎漁港水産基盤整備工事(須崎)(産業振興課)。
 - 5) 外浦漁港海岸保全工事(外浦)(産業振興課)。
 - 6)白浜漁港(板戸地区)水産基盤整備工事(板戸)(産業振興課)。
 - 7)急傾斜地対策事業(柿崎)(建設課)。
 - 8) 県単道路整備事業負担事務(落合)(建設課)。
 - 9)下田小学校入口通路新設工事(五丁目)(学校教育課)。
 - 10)下田東中学校下水道整備事業(柿崎)(学校教育課)。

- 11)下水道施設(福浦)の未利用地(須崎)(上下水道課)。
- 12) 平成19年度下水道施設空調・換気設備更新工事(武ガ浜)(上下水道課)。
- 13) 平成19年度下水道施設空調・換気設備更新工事(須崎)(上下水道課)。
- 14)平成19年度中地区下水道管渠築造工事(第1工区)(西中)(上下水道課)。
- 15) 平成19年度浄水池及びポンプ棟築造工事(河内)(上下水道課)。
- 16) 平成19年度須原ポンプ場建設工事(箕作)(上下水道課)。
- 3.一般会計における事務事業と決算について。

平成19年度の歳入調定額は100億1,235万692円であり、収入済額は90億5,976万4,833円で、8億8,967万9,342円が収入未済となっている。不納欠損額は6,290万6,517円で、昨年より2,853万552円減っている。

収入未済額の主なものは、市税 8 億7,279万9,469円で前年対比1,803万2,643円の減である。特別土地保有税等の不納欠損処分は厳正に進めるとともに、収入未済額の徴収には実効性のある対策等、収納率の向上と累積滞納額の縮減に努め、税収確保に一層の努力を望むものである。

入湯税は、前年に比べ287万1,350円の減であったが、調定額1億1,030万2,790円に対する収入未済額は1,221万1,490円、率にして11.1%で昨年の12.5%より改善されているが、この税の性格からも宿泊客の増をもたらす観光政策の推進とともに一層の収納確保の努力が望まれている。

歳入決算額は90億5,976万円で前年に比べ8,515万円、0.9%増となった。その主なものは、税源移譲による市民税の増2億7,220万3,272円(8.4%)で自主財源は48.8%となった。また、地方交付税も5,859万8,000円(2.4%)増額となり、市税33億7,434万5,348円、地方交付税25億1,387万円となった。

決算収支の状況(単位:千円)。

区分、平成19年度当初予算額、平成19年度決算額、平成18年度決算額、平成17年度決算額。

歳入総額、90億2,256万6,000円、90億5,976万4,000円、89億7,460万7,000円、89億1,878 万6,000円。

歳出総額、90億2,256万6,000円、87億8,313万3,000円、86億8,615万7,000円、87億8,294 万3,000円。

歳入歳出差引額、ゼロ、2億7,663万1,000円、2億8,845万円、1億3,584万3,000円。

実質単年度収支、ゼロ、2億1,056万6,000円、4億3,087万1,000円、減の7,168万8,000円。 市債は5億7,510万円で昨年より5,810万円増となった。これはごみ焼却炉改良事業によるものである。ごみ袋有料化等により4,000万円の負担を市民に求めたことからも、一層のごみ減量化が求められている。

国の指導のもと、平成18年度から進められた行財政改革は、集中改革プランにより本年も進められた。

ごみ袋有料化等4,000万円、施設使用料等の値上げ400万円、職員削減は平成18年度9人減に続いて本年も12人の減、9,200万円の減、職員給の平均7.7%カット、1億2,600万円の減、蓮台寺パークや白浜小学校給食施設の廃止、稲生沢幼稚園の廃止で1,400万円の減、ベイステージ、蓮台寺パークの繰上償還(平成18年度分)4,800万円の減、市税収納率の向上5,600万円増により、3億8,000万円の財源の捻出が図られている。

これにより県内一安い職員給となり、集中改革プランによる弊害が顕著になってきている。観光交流課において夏期海岸対策事業にかかわる公金横領事件が発生したが、これも現金の管理点検体制が人員不足等でおろそかにされたためとも言える。

さらに、職員同士の恐喝事件発生、長期休暇職員や休職職員など大変な事態を生じさせて いる。

職員定数275人に対し、平成20年4月1日現在の実数259人、臨時職員は平成19年度末 108人で人も固定化している。職員全体のうち29%が臨時職員であり、業務全般の執行上も 同一労働、同一賃金の観点からの待遇改善が求められている。

観光費は1億1,221万101円で、前年に比し2,824万260円の減となっている。平成14年度 下田市観光協会への補助金と委託料の合計額は6,720万4,000円であったものが1,710万円と なった。各種のイベント予算、各団体への補助金が減額になり、市内経済へ悪影響を与えて いる。市民の期待にこたえられる観光戦略が求められている。

海水浴場は下田市にとって最大の観光施設であり、白浜大浜の不法営業行為、吉佐美、 外浦地区のキャンプなど、健全な海水浴場を乱す禁止行為への取り締まりが求められている。 地元の協力を得るとともに、何よりも当局の強い決意が求められている。

処理業者による粗大ごみの処理については、引き続き厳正な行政指導を進めることが望まれる。

古紙類は販売できるにもかかわらず、358.25トンの処理費として112万8,436円を支払っている。後半は議会の指摘を受け、1キログラム当たり1.5円。362.82トンと記載されてあ

りますものを376.82トンに訂正をお願いします。376.82トンで56万5,230円で販売をしている。

古紙類や瓶、缶等有価物については、早急にストックヤード等も設置し、市況調査のもと 入札等の業者を市外業者まで広げ、適正な価格で販売することが望まれる。

大久保婦久子顕彰基金から136万5,000円を取り崩し、「山の幸・海の幸」の補修費に充てられた。また、親族から100万円の寄附を受け、平成19年度末積立金は963万5,099円となっている。今後も基金の有効な運用が求められている。

教育施設に対する耐震対策が求められているにもかかわらず、平成22年までに計画を立て、27年までに実施するとして、先送りされている。特に保育所、幼稚園の施設については、雨漏りをしている。ガラス戸等の飛散防止や戸棚の倒壊防止等、身近な対策を早急に実施すべきである。学校給食調理場の雨漏り対策、冷房等、施設の改善を図るべきである。

また、田牛の青少年海の家についても建物の補修工事が望まれる。

県内の市町と比較しても、低い教材費・図書費等、教育予算が切り捨てられている。子供は地域の宝であるので、十分な予算措置が必要である。

教育委員会の平成19年3月から平成20年3月までの1年間の会議録には、項目だけで内容の記載がない。これは学校統合問題が課題であったときだけに大変な疑惑を招くものである。今後は速やかに会議録を作成し、開かれた教育委員会の運営が望まれる。

稲梓中学校と稲生沢中学校の統合について、答申された答申案を承認した教育委員会は、 承認する前に広く公聴会等を開いて、住民の意見を聞き、承認に生かすべきものである。教 育機関の管理運営における市長からの独立、合議制、政治的中立性、行政からの自立が求め られる。

子育て支援基金の活用については、「どのようなプールがよいのか」というアンケートが実施されており、蓮台寺パークの子供プールにかわる施設の実現を求めるものである。

廃棄図書の冊数が、平成18年度770冊から平成19年度1万473冊と大幅に増えた原因は、本来廃棄しなくてはならなかった本が、10年以上、下田小学校と稲生沢小学校の空き教室に保管されており、一度に処分したためであった。今後は図書館の蔵書が適正に管理されることが望まれる。

入札状況については、随意契約が競争入札の約4倍もあり、落札率においても、平均95%を上回るものとなっている。また、契約額に対し精算額が多いという例もあり、下田市の入札制度及びその運用の改善を求めるものである。

21下田市にかかわる浄化槽保守点検業務委託料は675万円余りで6課にわたっているが、 市内業者が1社しか見積もり提出しないことを理由に各課で随意契約をしている。これはぜ ひまとめ、公正な競争が行われるよう入札すべきものである。

22分筆登記等の登記に関する業務は、登記申請する資格のない業者と随意契約されてきて おり、法令遵守を求める意見が出された。

当局の見解は、従来より嘱託登記で行ってきたので、違法性があると認識していないとのことであった。

4. 各特別会計等決算について。

下水道事業特別会計決算について。

下水道事業は、昭和49年度の事業開始以来33年が経過し、平成4年度には施設の供用開始をしている。平成19年度末までの総投資金額は197億849万4,000円で、投資財源の主なものは、起債103億4,460万円、国県補助金81億1,265万円である。一般会計繰入金は昨年5億7,740万円であったが、本年は7億6,966万2,000円で、1億9,226万2,000円増となっており、一般会計を圧迫する事態となっている。この期間の使用料の収益は11億7,127万7,000円である。

平成19年度中の接続戸数は103戸、世帯人口303人であり、下水道接続総戸数は2,623戸、7,149人となり、水洗化人口率は63.1%となった。

下水道使用料 1 億2,569万5,000円に対し、業務費は 1 億5,285万9,000円で2,716万4,000円不足している。有収汚水量は109万1,000立米で、使用料単価は 1 立米当たり115円、それに対し処理単価は、維持管理で140円、資本費で712円となっている。平成20年 4 月 1 日から 1 立方メートル当たり133円、17.6%の値上げがされている。これで不足額が補われるとはいえ、接続率を上げる努力を一層すべきである。

包括的業務委託、汚泥処理委託の見直し、浄水場用地の有効利用、上水道事業との一体的な管理等による経費削減に期待する。

使用料の滞納額は1,601万5,000円で、10万円以上の滞納件数は358件で947万2,000円、受益者負担金の滞納件数は1,015件で464万円となっている。こうした状況の改善が求められる。 水道事業会計決算について。

改良工事費は総額1億9,033万4,000円で、浄水池及びポンプ棟築造工事、各地区配水管改 良工事等がなされ安定した給水の管理が進められていた。第6次拡張工事として、総額7,394万1,000円で須原ポンプ場の建設工事及び須原地区配水管工事を行った。本年も石綿管 1,212.6メートルの取りかえが行われた。

総配水量は572万8,984立方メートル、有収率74.6%、年度中の配水管破損件数は43件であり、今後も漏水防止が求められている。

有収水量427万1,000万立米の給水費用は6億1,235万2,000円で1立方メートル当たり143.36円で、給水収益は6億4,206万1,000円で1立方メートル当たり150.32円、2,970万9,000円の収益を上げている。また、当年度純利益は4,055万9,000円、当年度未処分利益剰余金は5,570万4,000円であるが、未収金が9,950万円もあり、資金繰りを困難にし、経営を圧迫する要素となっている。また、政府資金等の高い借り入れ利率の起債の繰上償還や借りかえが求められている。

上水道・下水道ともに、工事費及び委託料について、精算額が落札額より多い事例が数多 く指摘された。

契約の遂行においては、より万全を期すことが望まれる。

12月の有収水量30万3,173立方メートルに対し、9月の有収水量52万4,011立方メートルで、1.73倍となっている。夏期の需要に大きく左右されるとともに人口減による需要も低下していくと考えられる。市民生活に大切な飲料水は良質な原水の確保が必要である。そのためには、水源の涵養・保全対策が求められている。

国民健康保険事業特別会計決算について。

下田市国民健康保険の加入世帯は7,375世帯、1万3,447人が加入している。昨年より47世帯、368人が減っている。医療給付費は21億3,366万2,428円で前年度に比べて7,417万4,828円増加しているが、平成17年度には21億3,663万4,408円で同じぐらいであった。

歳入総額は調定で40億6,339万9,792円、収入済額は35億5,589万9,302円で、収入未済額4億8,141万8,425円で、そのほとんどは国民健康保険税の滞納額である。不納欠損額も2,338万2,065円となっている。

保険税の調定額は16億9,191万9,333円に対し、収入額11億8,755万3,920円で、収入率は70.2%である。世帯で21%が滞納しており、その分まで79%の世帯が負担させられる。滞納額が増える悪循環となっている。

滞納の結果、資格証明交付が95世帯となり、医療費の全額負担を求められ、医療を受けられない人が想定される。

医療費は平成16年度に13%の値上げが行われ、平成17年度にも8%の値上げがされた。これにより国保診療報酬支払準備基金は、本年7,000万円積み立て、平成19年度末現在高は1

億79万7,788円となっている。さらに1億3,956万655円の黒字を出している。

黒字額のうち7,412万円を使えば1世帯当たり1万円の値下げができるとの主張もされた。 正確でわかりやすい医療費の見込みと公平な負担割合が求められている。

老人保健拠出金は5億5,722万9,108円、介護納付金は2億1,563万3,492円が支出された。 老人保健特別会計決算について。

老人医療受給者数は月平均4,020人で、当市の人口割合で15.5%を占めている。前年度に 比べ196人(0.5%)減少している。

医療費総額は29億6,778万1,103円で、対前年度比2.8%減、8,581万2,000円の減少となった。

医療費のうち入院が3,382件、延べ入院日数6万7,886日、費用額13億2,563万4,130円で44.7%を占めている。予防対策の推進、早期発見、早期治療の取り組みが求められている。

平成20年度から静岡県後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療制度が開始され、老人保健事業は廃止されることになった。

介護保険特別会計決算について。

介護の社会化を目指す介護保険事業は、平成19年度、制度発足8年目で第3期事業計画の2年度目となった。新たなサービスへの対応を目的に基準保険料は3,200円で第3期から600円引き上げられた。

介護認定審査会は48回開催、1,508件審査され、要介護(1から5)は1,074件のうち介護度の変更396件であった。要介護870人のうち、457人が居宅介護サービスを受け、20人が地域密着型サービス受給者で、248人が施設介護サービス受給者である。残り145人がサービスを受けていないことになる。

地域密着型介護予防サービス給付費は68万8,068円の支出済額に対し、不用額381万1,932 円、介護予防住宅改修費287万8,482円の支出済額に対し、不用額412万1,518円となっている。 利用しやすい制度への改善が求められている。

歳入合計は18億5,150万8,086円、歳出合計は18億1,016万205円で、歳入歳出差引額は4,134万7,881円である。そのうち保険料収入は2億9,372万8,958円、前年比4.5%増、保険給付費は15億8,203万1,034円で前年比5.9%増となっている。

介護保険介護給付費準備基金に本年も3,184万3,000円を積み立て、平成19年度末現在高は3億4,822万3,000円にもなっている。保険あってサービスなしと言われないような運営が求められている。

集落排水事業特別会計決算について。

田牛集落排水事業による河川美化及び環境衛生への効果は大きなものであり、安定した運営が求められている。漁業及び漁村の発展のため、漁港の施設整備とあわせて建設し、平成7年4月1日から供用開始された。受益者戸数97戸が年度末には95戸となった。

歳入総額1,928万8,871円のうち、使用料が286万8,740円で、一般会計繰入金が1,485万円 である。

一般会計繰入金のうち934万3,654円が元利償還金に充てられ、残りの550万6,346円が使用料とあわせ施設管理費935万5,571円に充てられている。

平成20年4月1日から1立方メートル当たり84.7円であったものを106.73円、使用料収入は352万2,000円で26%の値上げが実施されている。それでも経費回収率は60.2%であるので、さらなる値上げを検討しているようであるが、安易な値上げは極力避けるべきである。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。 9番。

9番(増田榮策君) 大変長い間、特別審査の審議を行っていただきまして、大変ご苦労を なさった点が出ておりまして、ご苦労さまでございました。

そこで、若干報告書を通じて何点かご質問させていただきます。

まず、この報告書によると、入札状況について随意契約が競争入札の4倍もあった。落札率においても平均95%を上回るものになっていたと。こういうようなご指摘がございました。ここ二、三年の間に特別審査の中で、この入札の問題が取り上げられておりましたが、これを見ると一向に改善された点がないように私は考えました。

特別委員会の資料を見ましても、指名競争入札、一般競争入札の95%から100%まであると。これは明らかに世間一般では95%以上の落札は談合の疑いがあるとされておるんですよね。それが一向に改善されないということは、私はちょっとこの財政の厳しい折から、入札が本当にこれでいいのかという疑問があるわけでございますが、その点、当局の説明はどうであったのか、また、委員会の審議ではどのようなご意見がされたか、その点わかりましたらお願いいたします。

もう一点は、須崎の漁港整備事業、これは23年度までに総額約32億円程度の巨費を投じて 水産基盤整備事業を行っているわけでございますが、私は常々ちょっと問題があるのではな いのかなと思っています。 それは、あの狭い港にあれだけの巨費を投じて本当に基盤整備になっているのかなという 疑問でございます。それは二、三日前から台風の影響で船舶が続々と入港しているわけでご ざいますが、須崎の漁港につないでおけないということで、毎回台風の折には船が下田の港 につながれるような状況なんです。私もそのことを確かめてまいった次第ですが、漁師さん の話によりますと、あんな狭い港にお金をかけてやっても、船をつなげないような港では何 にも役に立たないよと。こういう声もあったわけでございます。

そこで、果たしてこの須崎の漁港整備事業について、今後、船がつなげるような基盤整備になるのか、ならないのか、私も甚だ疑問を持っているわけでございますが、これらの点について、もし委員会でご意見がありましたら、どのようなご審議をされたか、また、当局の説明がどうであったかをわかりましたらお願いいたします。

[決算審査特別委員長 沢登英信君登壇]

決算審査特別委員長(沢登英信君) 増田議員のご質問にお答えをいたします。

契約の入札率の具体的な談合とか等々について、当委員会で把握したものではありません。 しかし、一般論として、やはり95%以上の入札率というのは、その疑いがあるということ は一般に言われております。この資料を見ますと大変そういう状況が多い。

それだけではなくて、随契による運用が多いわけです。それも 1 社しかないからというような形で随契をやっている点が多く見られます。

当委員会としては、それらの点の改善を求めたいと、こういうことで一致をしているところであります。

それからなお、水道会計事業におきます落合の浄水場、ポンプ等の工事につきまして、100%の入札率ということが出ておりました。これにつきましては19年度、20年度の2カ年計画による債務負担行為で額が5,400万円であるので、5,400万円だと。入札そのものは97.61%の入札率で落札をしていると。こういう説明でありました。

100%という理由については、そういう事情での表示上の問題であると理解をしましたが、それにしましても97.61%の落札率というのは、やはり大きな疑問を生じさせるところでありますので、当委員会としては、そういう指摘をし、文章化したところであります。

それから、特に須崎港にかかわる漁港の整備あるいは白浜等もございますけれども、第4次から第9次までの主要な成果の176ページを見ますと、その経過が出ておりますが、ご案内のように県からの補助金をいただいて、75%の補助金、1割の地元負担、15%の起債による市負担分と、こういう負担割合で平成23年度までに31億7,200万円余の事業投資をしよう

と、こういう計画になっていまして、今年度はご案内のように須崎についていえば6,831万 3,000円の投資をしていると、こういう経緯になっております。

これは現地視察をしまして、多くの委員の皆さんが、これは漁港なのかと。コンクリートで固められた海になっちゃいましたねと。こういう率直な感想を漏らしているところであります。こういう点を担当課にただしたところ、地元及び漁民の要望に基づいて、この事業は進められてきたと。県が補助金をくれる事業であるので、それなりの効果も発している。地元要望であると、こういうぐあいな答弁でありました。

しかし、その実態は、増田議員もご指摘のあるように、完成されていないので、まだ十分 な利用がないというような面があるにしても、本来の投資効果を上げているのかなというよ うな疑問は多く持たれているところであります。

当委員会として、この内容をどう評価するかという議論をしました。

残念ながら、委員会として、まとめて評価を文章化するということはできなかったという 事情にあります。やはりこの問題に触れていこうという見解と、県の補助事業であるので、 また地元の要望もある課題であるので、なかなかそれについて評価することは一方的な判断 になる嫌いもあるので困難だと。結果としては、こういう当委員会としては残念な、方向性 を見出せない。したがって、報告書として文章化できないという事情になりました。

以上です。

議長(増田 清君) 9番。

9番(増田榮策君) もう一点だけ、ちょっとわかる範囲で結構ですから、質問をしたいんですけれども、平成19年度の決算審議を通じて、市民負担の公平・不公平というものが、いずれかの項目にあるか、ないか。その辺をちょっとお聞きしたいんです。

例えば、国保、介護、そういう面でどうだったのかということでお聞きしたいんですが、 わかる範囲で結構ですから。

[決算審査特別委員長 沢登英信君登壇]

決算審査特別委員長(沢登英信君) 報告事項のほうの3ページに記載させていただきましたけれども、1つは、やはり減量化を目的にごみ袋を有料化したという点が挙げられようかと思います。しかも、これに伴って会計上の不祥事が監査委員のほうから指摘されるというような状態も出ておりますので、やはり無料だったものが有料になるということへの市民の圧迫というのはあったかと思います。

そして、何よりも市の職員の給料が大きくカットされるということは、いろんな意味での

職員のモチベーションというんでしょうか、そういうものに影響が出たのではないかと、こういう結論を出しております。その一つは横領事件である。あるいは恐喝事件である。長期休暇である。こういうところに影響しているのではなかろうかと、こういう想定をしているところであります。

そして、何よりもやはり蓮台寺パーク等のプールをなくしたということは、子供たちへの配慮を大きく欠いた行政が財政再建の名のもとに進められてきたのではないか。このように言えようかと思いますし、また、補助金のカットについても、それぞれの団体がきっちり立ち行くような政策や方針のもとに進められたとは必ずしも言えず、一方的にカットをしていく、帳じり合わせをしていくというような傾向が多く見られたのではないか。このように委員長としては感じられているところであります。

委員会として、きっちりそこら辺の部分のところのまとめをしているわけではありません ので、基本的にはこの報告書に書かれてある文案から読み取っていただけるとありがたいと 思います。

議長(増田 清君) ほかにありませんか。

3番。

3番(伊藤英雄君) 決算審査ご苦労さまでした。

報告書で幾つかわからないところがあるので、教えてください。

4ページの 大久保婦久子顕彰基金から136万5,000円取り崩し、「山の幸・海の幸」の補修費充てられたということで、最後の結びの言葉が、今後も基金の有効な運用が求められるということでありますが、委員会としては、作品の補修費に使うことは基金の有効な運用であると、こういう見解をお持ちなのかどうかお尋ねをいたします。

6ページ、下水道事業特別会計決算なんですけれども、ここの一番最後のところに、この期間の使用料の収益は11億7,127万7,000円だとありますが、収益とは何ぞやということもあるんでしょうが、下水道事業特別会計の決算書を見ますと、例えば歳入歳出の差引額は1,433万8,085円なんです。そうしますと、この収益11億7,127万7,000円というのはどこから来た数字なのかお尋ねをいたします。

それから、8ページの一番上、医療費は平成16年度に13%の値上げが行われ云々とあるんですが、これは正しくは医療費ではなく保険税ではないかと思うんですが、ご見解をお尋ねします。

それから、同じ8ページのそこから2つ下の老人保健拠出金5億5,722万9,108円、「介護

納付金は」ですが、ここのところ、正確には介護納付金費ではないかと思うんですが、ご見解を承りたいと思います。

老人保健特別会計決算については、医療費総額は29億6,778万1,103円ということなんですが、この医療費総額が何ぞやということになるんでしょうけれども、決算書を見ますと、医療諸費で27億731万8,453円、算出合計額でも27億3,871万4,037円ということで、この医療費総額29億円より少ないんですが、この医療費総額29億6,778万1,103円というのはどこから出た数字なのか、お尋ねします。

〔決算審査特別委員長 沢登英信君登壇〕

決算審査特別委員長(沢登英信君) 議長、休憩を。

議長(増田 清君) ここで質問者にお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ここで休憩10分間いたします。

午前11時 0分休憩

午前11時10分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの3番議員の質問に対しまして、決算審査特別委員長の答弁を求めます。

〔決算審查特別委員長 沢登英信君登壇〕

決算審査特別委員長(沢登英信君) お時間をいただき、ありがとうございました。

4ページの 大久保婦久子顕彰基金の件でありますが、「山の幸・海の幸」への修繕費、 この件につきましては、当委員会の中でも大分議論をしました。修繕費に使うことが基金の 目的に合う有効な使い方であるのかどうなのかと、こういう議論がありました。

逆説的に修繕費に使うことが有効でないのかというような問いかけもあって、代表作と言われる作品の状況から見て、状態が大変早急に改善しなければならないと。そういうものにこの基金を急がれて使うことは有効であろうと。基金すべてを修繕費に当てなさいという意味ではなくて、そういう事情のもとにこれが使われることは、やはり有効と判断をしてよかるうと、こういう結論に達しました。

ここの文章上は、修繕費に全部使いなさいというような意味合いではなくて、寄附者の意

図を生かされるような活用方法を求めると。こういう意味合いで表現をさせていただいたものであります。

それから、6ページの下水道事業特別会計の使用料の収益ということでありますが、これは供用開始しました平成4年からの収益状況を見ようという、投資額が幾らという書き方をしましたので、平成4年から平成19年度までの使用料の収益状況ということで11億7,127万7,000円と表記をしたものであります。

それから、間違いではないかとご指摘をいただきました8ページにつきましては、大変申しわけありません、ご指摘のとおりで、医療費ではなく国民健康保険税です。8ページの一番上、医療費は国民健康保険税に訂正を願いたいと思います。

それから2段下の介護保険納付金は2億1,563万何がしの件ですが、これも正しくは介護納付金費としていただきたいと思います。

決算の表示がそうなっておりますので、そのような表示に改めさせていだきたいと思います。

なお、8ページの老人保健特別会計決算についての医療費総額は29億6,000何がしと市の 決算額は27億何がしではないかと。この指摘でありますが、これは主要な施策の成果の128 ページの一部負担金を含めました総医療費という意味合いで数値を記載させていただきまし た。

以上であります。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) おおむねわかりました。

大久保婦久子さんの基金については、修繕費も必要に応じて使うことは結構な話だろうと 思うんですが、表現としては「今後も基金の有効な」という文字だと、大変結構なので今後 もどんどん修繕費を使ってくださいというふうに誤解を与える言葉ではないかというような 気もするので、ここは言葉の使い方としては「さらなる検討を要する」とか「は」の字とか、 もう少し神経を使っていただければよかったのかなという思いを持っております。

6ページの使用料の収益なんですが、収益という考え方がよくわからないところがあるんですが、これは平成4年から平成19年の歳入歳出の差引額の合計という理解でよろしいのかどうか、再度お尋ねをします。

保険税と介護納付金費については、訂正をいただきましてありがとうございます。

医療費総額の29億6,778万円は、住民の方の一部負担金を含んでの金額ということであり

ましたが、決算特別委員会、決算という観点を考えるならば、やはり市の負担額ということで公費支出された税金について検証すべき額でありまして、住民負担額を加えるのは、誤りではないと思いますが、適切とは言えないんじゃないのかなと。やはりそこは市の税金をどのように使われたのか、こういう観点からいえば、26億9,734万2,227円の市負担額を計上したほうがよかったのかなと思いますが、その点は見解を再度お尋ねします。

〔決算審查特別委員長 沢登英信君登壇〕

決算審査特別委員長(沢登英信君) お答えをさせていただきます。

下水道のほうの使用料の収益はというのは、各単年度ごとの差引額を足したものではありません。だから、歳入歳出からいえば、これは当然収益を上げられるような事業ではないわけですので、そういう意味では、使用料で運転費コストが賄えるかどうかというような意味合いの表現をしているところですので、単純な使用料の額の累計です。

それから8ページ、医療費総額はといいますのは、この老人保健の会計は市の会計で、市にかかわる部分のところということだけではなくて、お年寄りの健康あるいは市民の健康を守るための制度でありますので、当然主要な成果の中にも一部負担金まで含めて医療費総額は幾らだと、こういうぐあいに記載がされております。

そして、そういう意味では、市の持ち分というよりも、医療費総額をどう抑えるか、健康 をどうつくっていくか、こういう観点が必要かと思いますので、そういう観点から医療費総 額の数字をここに記載したものであります。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 下水道なんですが、収益、益なので利益という観点からいきますと、例えば19年度の使用料及び手数料の合計は1億4,257万7,000円なんです。運転経費で言う業務費が1億5,285万9,000円と、使用料と単純な運転費を見ても赤字なんですよね。それが平成4年から19年度までに11億円もの黒字が本当に出たのかどうかというのは……。

〔発言する者あり〕

3番(伊藤英雄君) これはそうすると収益ではなくて収入金額ですか。

わかりました。

それでは、ここは正しく、収益ではなく収入と記述されるべきだと思いますが、いかがで しょうか。

〔発言する者あり〕

議長(増田 清君) ご静粛にお願いします。

〔決算審查特別委員長 沢登英信君登壇〕

決算審査特別委員長(沢登英信君) わかりました。それは訂正しましょう。

この期間の使用料の総収入はとしますか。

ご指摘の点が正しいかと思いますので、訂正させていただきます。

議長(増田 清君) ほかにありませんか。

2番。

2番(藤井六一君) くしくも委員に選ばれない人だけが質問に立っていますけれども、私 も1点だけ伺わせていただきます。

3ページ、 国の指導のもとというところの報告の中で、集中改革プランにより本年も進められたという書き出しで報告が行われております。

これを見ていきますと、最終的に3億8,000万円の財源の捻出が図られている。まずまずの評価だというように受け取れるんですけれども、そういうことでいいのかどうなのか。

というのは、これを見ていて、収入の増は、ごみ袋の有料化、施設使用料の値上げ。増えた、増えた。それで、逆に職員が減った、あるいは給与カットがあった。減った、減った。 その結果、これだけのものが余った。まずまずだというように聞こえるんですけれども、私 は違うんじゃないのかなと。

今、中学校の統合の問題が出ておりますよね。子供のためにという理由で2つの学校をつぶそうとしているんですよ。大変な決断です。

この報告書の中にもあります蓮台寺パーク、まさに子供のためのプールなんですよ。それがつぶされて何とも感じていない、この状況が片方にあるんです。こういうところを見ていると何か一つの のこの項が作文に終わっているような気がするんですけれども、委員会での審査の経過の中で、今僕が言ったような意見、そうしたものが出ていたのか、どうなのか。

集中改革プランが、この決算の中に、具体的な形というのは、ここに今二、三出ていますけれども、これだけではないと思うんです。集中改革プランそのものは市民に負担を強いる制度ですよね。それがどのようにほかにあらわれているのか。そうしたことがもし審査の中でありましたらお聞かせ願いたいと思います。

[決算審査特別委員長 沢登英信君登壇]

決算審査特別委員長(沢登英信君) 当委員会として、19年度の決算の評価をどうするのか。 そして、どこに改善点を求めるのか、こういう観点からの提案も委員長として委員の皆さん にしたところであります。 やはり行財政改革を当局が大きな柱にしていることは、そのとおりだろうと思うんですが、問題はやはり本当の財政再建、市民の暮らしを豊かにする財政再建のための知恵を出し切っているかどうか。ただ単に国から言われてきた方策に従って収集改革プランがつくられ、その方策に従って進められているのではないか、こういう疑問を私としても持たざるを得ないと。ただ、ここに書いた中で一定の満額それなりに評価できるというのは、税の公平さを求める収納率の向上というのは、だれしもが一致するところだろうと思います。

その他の収益を上げたという条項は、両面相半ばする内容を持っていると思います。 プールについていえば、子供たちがプールの利用ができなくなる。 ごみの減量だとは言いながら、一方では市民の負担を強いるということですので、単純によかったなということには当然いかない面をその一方で持っていようかと思います。 職員の人件費の軽減についても同様であります。

したがって、それらの悪影響部分が現在の市民生活あるいは市の経済の中にどう出ているのか。 3 億8,000万円の財源の捻出はそれなりに一定評価しましょう。しかし、それによって、その一方で悪影響が出ているとすれば、それは指摘をして改善を求めていこうと。こういうことで委員会としては姿勢をまとめていこうということにいたしました。

ですので、中心的な部分は、そういう改善を求めるという観点からの記載が幾つか報告の中に読み取っていただけるのではないかと、こういうぐあいに考えているところであります。 議長(増田 清君) 2番。

2番(藤井六一君) 委員会の審査経過というよりは、委員長の個人的な思いを聞かされた ような気がいたします。

〔発言する者あり〕

2番(藤井六一君) そんなことを言うんだったら、おまえも委員に出てきてやればよかったじゃないかというような声が聞こえるようですので、私はここで終わります。

議長(増田 清君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって、決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。 委員長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長(増田 清君) これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。
11番。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番(土屋誠司君) 平成19年度の一般会計決算は認定すべきではないことの意見を申し上げます。

まず、教育委員会においては、教育委員会会議規則第19条に教育委員会において教育長の報告の要旨・議題及び議事の大要を記載しなければならない義務規定がありますが、教育委員会会議録には平成19年3月から20年3月まで、教育長報告事項等には事務局より月の事業報告を聴取し、これを承認と記載されております。議事については、議題と事務局より説明を聴取し、原案のとおり承認といった状態が何と1年1カ月も続いております。

この項目のみの記載で内容の記載が一切ない、また、同時期に開かれていた学校再編整備審議会は平成19年6月から12月までありましたけれども、この会議録には発言者の氏名まで明確に記載されております。学校再編整備審議会の事務局は教育委員会であることから、明らかに教育委員会の説明責任の放棄、学校統合問題への隠ぺいとも思えます。

よって、教育委員会会議録に教育長の報告の要旨・議題及び議事の大要を記載しないことは、教育委員会会議規則19条に違反しております。

次に、環境対策課においては、ごみの減量化と負担の公平性に、ごみ袋有料化が平成19年7月1日導入され、8%の効果があったことは評価いたしますが、ごみ袋の利用枚数131万800枚の実収入は2,149万2,311円であります。このごみ袋の販売委託料412万9,020円のうち3万2,000円をごみ袋代金の入金前に支払い、決算時に不足額を生じさせたことは、会計規則にも違反することであります。

次に、一般廃棄物処理業許可には、下田市の一般廃棄物の収集運搬が困難であることや一般廃棄物処理系核に適合する条件で、一般廃棄物処理業の許可を出すことと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第7条にありますが、平成19年度に改正された一般廃棄物処理基本計画には、一般廃棄物の収集運搬が困難である理由の記載は一つもありません。

ごみ処理体系には、資源ごみの資源化及び不燃ごみからの資源回収は、民間業者への委託 または許可を継続していくとあります。また、ごみ処理・処分のフローの中には、中間処理 はストックヤードでの保管、直営または業者の処理との記載で、ここには許可業処理の記載 は一つもありません。

一般廃棄物書分業の許可には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の7条の10項には、下

田市による一般廃棄物の処分が困難であること、下田市一般廃棄物処理計画に適合しなければ一般廃棄物処理業の許可をしてはならないことであります。

また、古紙類は販売できるのに358.25トンの処理費として112万8,436円も支払っており、 議会からの指摘を受けてから1キログラム1.5円で販売していることです。

これらのことから、法令などに違反した平成19年度一般会計決算は認定できません。また、 これらを市議会が認めると、市議会の見識が疑われ、市民からの信頼がなくなります。 以上です。

議長(増田 清君) 次に、賛成意見の発言を許します。 8番。

[8番 土屋 忍君登壇]

8番(土屋 忍君) 平成19年度一般会計歳入歳出決算認定における賛成の意見を述べさせていただきます。

平成19年度決算審査におきましては、監査委員の指摘したごみ袋の委託料支払いの手続の問題や教育委員会の会議録の不備などが大きく取り上げられましたが、ごみ袋の問題では、担当課でも、今後十分注意を払い、処理に対応していくという意見も出されました。また、教育委員会からは、現在、教育委員の意見を取りまとめ、会議録に対応できるしっかりとしたものを作成し、明らかにしていくことを進めているというような意見も出されております。

適正さを欠く部分が見られることは遺憾であるとの意見も多く、今後十分注意を払って対応していくべきと思われますが、決算審査としてはおおむね適正であるというふうに判断をいたしまして、平成19年度一般会計歳入歳出決算認定には賛成をいたします。

以上です。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、認第1号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員長

の報告どおり、これを認定することと決定いたしました。

次に、認第2号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論 に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、 特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成19年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成19年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、 特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、認第5号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成19年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成19年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第7号 平成19年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成19年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、 特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論

に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、 特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

以上で、認第1号から認第10号までの平成19年度下田市各会計歳入歳出決算10件の決算認 定について全部終了いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長(増田 清君) 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定について、議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定について、議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、議第55号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第5号)、議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)、議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)、議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第64号 平成20年度下田市方護保険特別会計補正予算(第1号)、議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)、以上16件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と報告について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長(土屋 忍君) 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告 します。

記。

- 1.議案の名称。
- 1)議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2)議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。
- 3)議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。
- 4)議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。
- 5)議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算(第2号)。
- 6) 議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。
- 7)議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。
- 8)議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

- 9)議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。
- 2.審査の経過。

9月29日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より清水福祉 事務所長、大野健康増進課課長補佐、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流 課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に 審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

- 3.決定及びその理由。
- 1)議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2)議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3)議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4)議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5)議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8)議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9)議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございますが、委員会といたしまして、議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人権上の問題等を十分に考慮し、慎重に施行を進めてもらいたいという意見がございましたので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) 議第58号の市営住宅条例の改正でありますが、第56条は関係機関への 意見の聴取ということで、関係機関とは具体的にどこを指しているのか。下田警察署かと思 いますけれども、そのほかはないのか。

そして、これは意見を聞くことができるということになっていますので、その疑いのない場合には当然関係機関に問い合わせをしないということが僕は原則だと思うんですが、えてしてすべての入居者を一律にこの機関に情報提供してチェックを受けるというようなやり方であったとしたら、これは大変問題ではないかと思うものですから、そこはどういうぐあいになっているのか。

それから、この規定は入居するときということと、入居した人がこういう団に入ることも 当然あるわけですよね。入居するときはそうでなかったけれども、入居して何年かたって暴 力団関係者が住んでいるというようなときには、どういうぐあいにするのか。

しかも、これは立ち退いていただくということが前提になると思うんですが、暴力団だろうと何だろうと、立ち退くということになれば、その人が生活する権利というのは当然あるわけですから、どういう形で立ち退いてもらうのか。当然出ていってもらうということを想定していると思うんですが、それらの措置は、一旦入居した人の立ち退きと言うのはどういうことを想定しているのかという議論が進められたのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長(土屋 忍君) それでは、沢登議員の質問にお答えをさせていただきます。

関係機関ということですけれども、下田警察署ということがメーンになろうかと思いますけれども、そのほかどういう機関にというような具体的な答えは当局のほうからはございませんでしたが、いろいろな形で調査はしていくというような、意見を聞いた中でというような答えはございましたが、具体的にそれではどういう機関にという機関名とか組織名とか、そういうものは下田警察署以外には出ませんでした。

それから、入居の時点で一律にチェックをしていくのかどうかということでございますけれども、下田市では入居時に申請者に誓約書というものを書いていただくというようなことを現在考えているということでございました。ですから、どういうふうに判断をするかということにつきましては、委員会の中では、1つには恫喝的行為があったりとか、そういう疑わしいと思われたときに、警察に問い合わせをするという一つのあれとして当局から出されております。ですから、一律にやるのではないということ、すべてチェックをするということではなくして、怪しいというふうに判断をした場合には警察に照会をするというふうになっております。

それから、当初の申し込み時点でわからなかったけれども、入居後わかった場合はどうするのかということですけれども、これは、私もそれも直接心配だと思うので担当課に聞いたわけですけれども、責任を持って担当課が対応するようになると思うというような答えをいただいております。

当然入って出ていくという場合に、出て行った後どういう対応をするのかということについては、具体的な委員会での審議はそこまではございませんでした。

ただ、生活保護者とかでそういう問題は出されましたけれども、じゃ、どうするんだという今の時点で具体的な答弁は伺いませんでした。

以上です。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 今のご答弁で、当局が怪しいと判断した場合というのは、当局というのはだれを指しているのかということと、当局が怪しいと判断するというのは、恫喝という表現がありましたけれども、その怪しい判断というところがもう少し詳しくわかればお尋ねをしたいと思います。

それから、今まで市営住宅があるわけですので、ケースとしてこういうケースがかつてあ

ったか。あったとすればどのぐらいあったんだと。そのケースについてお尋ねをしたいと思 います。

ケースがなければ、この条例もほとんど要らないんじゃないかというような思いもあるものですから、お尋ねします。

〔 産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇 〕

産業厚生常任委員長(土屋 忍君) ただいまの質問の当局といいますのは、担当課、あくまでも建設課でございます。入居の申し込みの時点でいるいろと会話のときに判断をしていかざるを得ないということで、そのような形で進めていくということでありました。

それから、ケースはあったのかということですけれども、下田市においては幸いにもそういうケースは一件もなかったと。まして現在入っている人にそういう者はいないという、そういうことは聞いております。

以上です。

議長(増田 清君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

自席へお戻りください。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時 0分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、委員長報告を続けます。

総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

[総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇]

総務文教常任委員長(土屋雄二君) 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告 いたします。

記。

1.議案の名称。

- 1)議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定について。
- 2)議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定について。
- 3)議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4)議第55号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
 - 5)議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6)議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について。
 - 7)議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。
 - 8)議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。
- 9)議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
 - 10)議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
 - 11)議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
 - 12) 議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。
 - 2.審査の経過。
- 9月29日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育 長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、山崎市民課長、河井税務課長、名高学校教育課長、 前田生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

- 3.決定及びその理由。
- 1)議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2)議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3)議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4)議第55号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5)議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6)議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7)議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8)議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9)議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11)議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12)議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) 総務文教委員長は自席へお戻りください。

次に、議第54号については、沢登英信君から会議規則第98条第2項の規定によって少数意 見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番(沢登英信君) それでは、少数意見の報告をさせていただきます。

少数意見報告書。

9月29日の総務文教委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第98条第2項の規定により報告します。

記。

1.議案番号。

議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 意見の要旨。

下記の理由により、本案は否決すべきものとする。

この条例改正案は、稲梓中学校と稲生沢中学校を統合するに当たって、「学校統合準備委員会」を下田市の附属機関として設置しようとするものであるが、これを可決することは、議会が統合についての結論を出す前に、まず、統合ありきの導入をすることになり、議会の議決制度に反しているということであります。

教育委員会は、学校統合準備委員会検討会を既に3回開催しており、5月21日全員協議会報告では、5月定例教育委員会で準備委員会設置要綱の承認を諮るとしております。教委は自ら進め、原案をつくるべきものであります。

これによれば18名が実名入りで発表されております。7月24日の稲梓地区説明会、7月29日稲生沢地区説明会でも同様の資料が配布されております。このことは教育委員会内の組織として学校統合準備委員会に4部会を設けて審議を進めようとしているものであったと思います。

附属機関を設置する目的は、学校統合準備委員会に責任ある審議をしていただき、決定に当たっては広く住民の意見を取り入れるための説明をしております。18名の委員は附属機関にすることによって、15名以内に制限をされてしまいます。しかも委員は校長、保護者等教育委員会にかかわる内部的職務にある人たちが中心であります。

これは教育委員会の職務権限を放棄する結果となるものでありますので、教育委員会の 組織として実施をすべき内容のものであると判断をするものであります。

以上です。

議長(増田 清君) 少数意見者は自席へお戻りください。

総務文教委員長、壇上へお願いします。

[総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇]

議長(増田 清君) それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。 2番。

2番(藤井六一君) 本会議でも問題になった議案ですので、このままなしで済むということは、そういう処理はできないと思いますので、あえて伺います。

本会議での担当課長の説明ですと、一般的なマニュアルをつくる、そういう機関だと。稲柱中学校と稲生沢中学校の統合という限定したものではないという答弁をいただいておりました。そのことについて、まず委員会の中でどのような形でその点審査をされたのか、一般的なマニュアルづくりということで、この附属機関を認めようということだったのか。その点をまずお伺いをいたします。

ということは、議会の議決というのは、市の政治、行政の方向を決める重大な事柄です。 これは、まだわからないけれども、統合したいということの準備だからいいじゃないかとい うような安易な判断では困るんです。経過を見ますと、この統合準備委員会というのは、稲 生沢中学校と稲梓中学校の統合ということを前提としてつくられるということは、はっきり しております。ここでこの附属機関、準備委員会の設置を認めるということは、議会として、 この2校の統合を認めるということになるわけです、議会で。これは別の問題ではないんで す。

委員会でその点どのような審査をされたのか、お伺いをいたします。

とりあえず、その2点だけまず。

総務文教常任委員長(土屋雄二君) 今回の学校統合準備委員会の整備ということについて、この設置に係るものは、たまたま一番初めが稲梓中学校と稲生沢中学校の統合ということになるわけですが、準備委員会はこれからもそのほかの地域の学校に関する統合問題の基礎となるものであります。

それから、これが統合の決定をするというような意見がありましたけれども、私は決して そのようなことではないと思います。私、個人的な見解なんですけれども、この統合につい て、まだ結論を出していないわけなんですけれども、この準備委員会のやり方次第で反対も 賛成もあり得ると思っております。

ほかにいいですか。足りなかった、今。

議長(増田 清君) 2番。

2番(藤井六一君) 委員長の個人的な意見を聞いても仕方がないことなんですけれども、 稲生沢と稲梓の中学を統合したい。その準備をするための準備委員会をつくるんだと。議会 の皆さん、認めてくださいというのが、この議案じゃないですか。

ここで、その議案をやむを得ないからということで認めるということは、結果的に来年6月、議案が出てくるんじゃないかと思いますけれども、それを前にして、この統合について一つのお墨つきを与えるということじゃないでしょうか。そうなるんじゃないでしょうか。 非常に重要な意味を持っていると思うんです。

それで今、いみじくも委員長おっしゃいましたけれども、これから出てくる統合って一体なんですか。

〔発言する者あり〕

議長(増田 清君) ちょっと待ってください。委員長、ちょっと答弁を控えてください。 質問が終わってからにしてください。

2番(藤井六一君) これからどういう形で統合の問題が出てくるか、集中改革プランによりますと統合という方向に進んでくるかもわかりませんけれども、このままでいけば、下田には下田中学が1つ、下田小学校が1つ、最終的には小・中各1校というような格好になっていくんじゃないかなと思いますけれども、まだそういう議論は全くされていないわけなんですよ。

だけれども、そういう統合が出てくるんだろうから、ここで附属機関を認めておこうなんて、これはちょっとおかしくなるんじゃないでしょうか。この委員会でそういう形で審査が行われたんですか。その点伺います。

総務文教常任委員長(土屋雄二君) 附属機関をつくるということは、行政の意思決定をするのに当たって、効力を持たない一般の人がいろんなことを決めていくということではなく、 法的な立場を与えて十分議論して、その責任と義務をはっきりした形で出していただくというのが大きな目的だと思います。

議長(増田 清君) 2番、3回目です。

2番(藤井六一君) 回数制限があるようですので、最後になりますけれども、そういう考

え方でいきますと、すべての問題に附属機関を設けて、法的な根拠を得た形で、これからすべての問題でそういう形で進めなければならないというようなことになるんじゃないでしょうか。

今回のこの問題は、少なくとも教育委員会の中で、まず煮詰めるべきものを煮詰めて、こういう形でどうだろうかというものをまずつくって、そして諮問機関にいかがでしょうかと諮問をする。それで、幅広い各層の人たちの意見を聞く。そして、それに基づいて動いていく。学校再編の問題のときにはそういうスタイルをとったんじゃないですか。最初に統合すべきか、すべきじゃないかというのを諮問機関にかけたときに、そういう方法をとったんじゃないんですか。学校再編のときに何かそれに対する準備的な附属機関をつくっていませんよね。ですから、そこにまず投げかけたわけでしょう。教育委員会としての案を附属機関に投げかけたわけですよね。

附属機関が再編を発案して決定をしたんですか。そんなことはないですよ。発案をして決 定するということはありません。そんなことはあり得るはずがない。

ですから、やはり今回のこの問題も、まず附属機関をつくるのならつくるでも、それに諮問を出すべく内容のもの、まずこれを教育委員会がつくるべきじゃないでしょうか。教育委員会が持つべきじゃないでしょうか。それができない。それほど僕は教育委員会に力がないと思いませんけれども、何人かの委員さんもいらっしゃって、事務局にも何人かの職員もいらっしゃるわけですから、ですから何か附属機関、法的にある程度権限を持ったところが決めなければ何も進まないという、その議論はちょっといただけないと思います。

そういう形でもし審査をされたとしたならば、これは、この問題以外にもいろいろなところで波及してくるんじゃないのかなと、そんな気がいたします。

ほかの人も質問事項があるようですから、やめますけれども、その点どんな審査になったのか、どういう意見が出されて、そして結果としてやむを得ないということになったのか、 その辺伺います。

総務文教常任委員長(土屋雄二君) 教育委員会には基本的な考えは持っているわけなんですけれども、今度のような学校の統合というような問題は、稲梓地域と稲生沢地域が多くの歴史を抱えてある学校ですから、地域の多くの人々と語り合って、よりよい学校をつくるために、この諮問機関、統合準備委員会をつくるということです。

それで、すべての問題にこういうあれが必要かというような質問がありましたけれども、 それについて、すべてというと全部ですから、それについては一概に言えないと思います。 議長(増田 清君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

総務文教委員長は自席にお戻りください。

沢登英信君の登壇をお願いします。

〔1番 沢登英信君登壇〕

議長(増田 清君) 次に、議第54号に対する少数意見の報告に対し、質疑を許します。 3番。

3番(伊藤英雄君) 2点ほど質問いたします。

理由の に、この条例改正案は、稲梓中学校と稲生沢中学校を統合するに当たって、学校統合準備委員会を下田市の附属機関として設置しようとするものであるが、これを可決することは議会が統合についての結論を出す前に、まず、統合ありきの導入をすることになり、議会の議決制度に反しておるというふうに書いてあるわけなんですが、現在1市3町の合併協議会がなされております。これは合併をする準備のためにやっておるんですが、実際の合併は来年6月頃に議案として提出されて、そこでの議決になるんですが、この沢登議員の案でいえば、今の合併協議会もまた議会の議決制度に反していると、こういうことになるわけですが、そのような解釈でよろしいのかどうか。これが1点です。

それから、沢登議員の中で、要綱でやったらどうか、附属機関にするまでのことはないんじゃないかと、こういうご趣旨の発言があったわけでありますが、下田市議会のこれまでの経緯、私は平成15年から議員になっておるんですが、小林議員によくよく私は教わりまして、小林議員は沢登議員の先輩でもあるわけなんですが、行政の意思を形成するにおいて、民間人にその形成を任せるとは何事だと。やはり公務員として責任と権限を持った中で行政の意思は決定されなければならないんじゃないかという発言を小林議員がよくやっておりまして、なるほどな、もっともだなと思って聞いておったわけなんですが、今回の統合準備委員会の中には、学校名あるいは校章というような文字どおり行政として決定すべき条例で定めるべき事項が入っておるわけですよね。こういったことを何の資格も権限もないまま民間人であるPTAの役員なり学校の先生等が決めることは不適切じゃないかと。

修学旅行をどうするとか、あるいは学校の制服をどうするとか、そういうことは、僕は別に附属機関でなくても構わないと思います。しかし、今回、学校統合準備委員会でやられる中には、一番大きいのは校名でしょうけれども、明らかにやはり行政として責任と権限を持

ってやってもらわなければいけないものが入っておると思うんですが、その点に関してはどういうふうに考えておられますか。

1番(沢登英信君) 伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

1点目は、合併協議会と比較をして、結論を出す前に統合ありきの導入云々は合併協議会の例と合わないじゃないかと、こういうご指摘かと思いますが、ご案内のように合併協議会は地方自治法及び合併特例法によって、どういうぐあいに協議会を持ち、そして、24項目にわたる項目についてそれぞれそこで議論をしてというぐあいに、その仕組みが既に法的に定められているものであります。

この学校統合について、法的な定めがあるなんていうような状況にはないわけです。ですから、もう全く比較すること自身がそもそもおかしい。合併協議会と学校統合の問題を同列の問題であると理解すること自身が大きな誤りであると判断を私はいたします。

2点目の、学校の名前等もかかわるので、責任のある地位の人たちに出してもらったらどうかと、こういうご意見でありますが、やはりそれにはその時期というものがまずあるのではないかと思うわけです。今の段階は、既に学校整備の答申を受けて、統合の方向が出されました。教育委員会はそれを承認したと。議会としては承認はしておりませんけれども、教育委員会としての方向を打ち出そうという段階に今あるわけです。

今の段階は下田市の方向を打ち出す段階ではないんです。それはもう教育長も明言しているわけですね。それは議案として再度この議会に提出すると。今進めなければならないのは、教育委員会として内部的にどういうような方向を目指して、どういう学校名の案があるかということを探ろうという段階であります。そういう段階に、この下田市が市として設置する附属機関にするということは、むしろ合わない。今の段階は、統合の方向は教育委員会として決まっているんですから、その統合を4部会に設けて、どのような方向でやろうということは、既に教育委員会として3回も検討会をして進めてきているわけです。

それで、下田北中学校というような案まで議員の皆さんに配った資料の中にあるわけですから、既にそういうことをおやりになっているわけですから、そういう案を教育委員会としてまとめていただいて、それから、その時点の後に伊藤議員が言うような意味での附属機関を再度必要であれば設けて、そこに内容の審議をお願いすると。こういう段取りであれば、それは妥当なものだというぐあいに判断をするわけですけれども、今の段階はそういう段階ではないと。

既に教育委員会が要綱の方向で走ってきたものを途中から何らかの形で突然変えて、この

附属機関の審議をやるんだということは大変疑問がわきますし、何よりもこの審議会、15人以内の人に決定してもらって、それを多くの市民に押しつけるのではないかと。こういう余分な疑惑と疑問を与えるようなやり方は決して得策ではないと。住民の方の多くの意見を取り入れ、その人たちの反対意見があっても、合意に達するような努力をすべきでありますし、何よりも少子化の問題がその発端でありますので、過疎の状況をどう克服していくのか、稲柱地区のまちづくりをどうするのかということと大きくかかわっている問題でありますので、そういう観点からのアプローチが私は必要であろうと思うわけであります。そういう点から反対をしているものであります。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 合併協議会については法的な根拠があるから、学校統合準備委員会とはその点で全く異なると、こういうお話でしたが、私の知る限りでは自治法の中に教育委員会は附属機関を設置することができると。教育委員会が附属機関を設置できることは法的に定めがあると。

ここで議長にお願いなんですが、水かけ論になっても仕方がないので、法の中に教育委員会が附属機関を設けることができると明記されているかどうかの確認を行いたいんですが。 議長(増田 清君) 暫時休憩します。

午後 1時31分休憩

午後 1時37分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、3番、伊藤英雄君の質疑を続けます。

3番、2回目の質問です。

3番(伊藤英雄君) すみません、貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。 地方自治法第202条の3に、普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、 審議または調査等を行う機関とするということで自治法で認められているんですよ。条例で 定めれば何の問題もなく、そこは合併協議会が法律で認められて設置されるように、条例で 設置できますというのは法律で決められているんです。

ですから、沢登さんの言う少数意見の理由の中で、議会の議決制度に反しているというんですが、これは制度に反していないんです。この附属機関を設けること自体は合法的なんで

すよ。

したがいまして、設けることがいい、悪いについては、それぞれ議員さん、いろんな思い も思想も哲学もお持ちでしょうから、そこは意見の対立としては、設けたほうがいい、設け ないほうがいい、それはあるでしょう。あるからこそ議会で議決する。

しかし、設けること自体は、統合ありきだから議会の議決制度に反していると。ここはいかんともいただけないなと。反対は反対でいいと思うんだけれども、反対の理由としては、制度に反している云々というのはやっぱり違うんじゃないかなと。ここがまず1点、つまり合法的なことであると。ただ、それがいいか、悪いかについては、議論はあるでしょうと。

今回の学校統合準備委員会ができて、学校統合準備委員会にはさまざまなことが期待されておるんですが、その中の大きな一つは、やっぱり住民の理解をよく得て、それから子供たちのこと、教育をどうするんだと。やっぱり広い意味での下田市における学校教育のあり方、こういった議論も踏まえて、また、統合される学校が本当にいい学校になるのかどうか。そういうことをしっかりやった後で、統合するのかどうか。これはもう一度議会に議案として出てくるわけですよ。

したがいまして、準備もまかりならん、附属機関の設置もまかりならん、これは議会のありようとしてはいかがなものかと。つまり、統合に賛成する人もあれば、反対する人もある。しかし、少子化という時の流れ、集団教育を行う学校教育のありよう、これらを考えれば、住民の意見を踏まえながら、よりよい学校をつくってもらう。そのために真剣に考えていただくと。こういう機関をこういう時間をとりながらやっていくことが必要であって、統合に反対だから、地域が寂れるからということだけで、統合について検討していく、住民の理解を得るためにさらに細かく決めていく、こういう作業そのものをしてはいかんというのはいかがなものかなと思いますが、どうでしょうか。

1番(沢登英信君) 伊藤議員のご質問にお答えいたしますが、正確に私が述べている内容をまずご理解いただきたいと。意識的に解釈をされて議論を展開しないでいただきたいと、まず注文をしたいと思います。

といいますのは、議第54号は、条例に出すこと自身が自治法に違反をしているというようなことは、そういう意味では一度も言っておりません。それは既に統合ありきの導入をすることになりというこの前文があるわけでして、議会に統合をどうかという議案が出される以前に既にその議案と同じような意味合いの議決を求めることになりはしないかと。そういうことで違反しているということを言っているわけで、議案としてこれが出されること自身が

自治法違反だから、出すことがまずいというようなことを言っているわけではないわけです。 そして、4部会に分けてこの作業をしたい。住民の意見を多く聞き入れて統合を進めたい。 ある場合には、反対の意見が出てくれば統合にならないかもしれない。こういう態度をとっ てほしいというぐあいに言っているわけですけれども、残念ながら教育委員会のほうは、今 のところ承認は統合以外は考えないんだと、こういう姿勢でありますので、特にこの1番の 問題は出てくるということでありまして、地方自治法に基づいて違反であるとか何とかとい うことではなくて、議会の制度の内容の意味合いとして問題があるということをこういう表 現をしているわけですので、正確にご理解をいただきたい。

それから、4部会に分けて作業をしてはいけないなんていうことは一言も言っていないわけです。附属機関という仕組みの中でやることがいいのか、教育委員会の準備委員会を今まで3回も既に進めてきているわけですから、教育委員会が自分でできることなんですから、自分でおやりになったらどうかと。

しかも、附属機関にするということは、多くの人の意見を聞くと言いながら、この規定の中に15人以内にとどめるという規定があるわけです。要綱で教育委員会は既に3回やってきたときには、依頼したかどうかは知りませんけれども、配られた資料には18人の方々の名前が出ているわけです。15対18を比べたら18のほうが多いというにはだれにもわかることじゃないですか。委員の数も多い、多くの人から意見を聞こうという仕組みが、教育委員会自らがやったほうがスムーズにいくということが、この仕組みの中でも出てきているんだろうと思うわけです。

既に教育委員会は来年の6月までに結論を得て、統合の議案をつくって議会に出すんだとスケジュールができているわけです。そのスケジュールに合わせて附属機関に審議をしていただいて、スケジュールごとに議案を出してくるというようなことは、逆に言えばいかがなものかと。本当に市民の意見を聞こうと。いろんな意見があっても、いろいろ討論をして、合意を求める。同じ意見の人が多くなるように慎重に審議をしていく。こういう姿勢が、この附属機関の制度の中で保障されるのか。私は保障されにくいと。むしろ教育委員会が自ら出向いていって、そこで住民の人たちと話し合う。

この附属機関の15人の人たち、例えばPTAの人たちがPTA会員及びそこの住民の人たち全部に呼びかけて集会をするなんていうことは、なかなかできにくい。これが、教育委員会が呼びかけて、場所を設定しておやりになるのなら、十分そういうことは市民も応対ができるし、事務局もちゃんと連絡手段等々を持っていると。それらを附属委員会のそれぞれ委

員の一人一人にやってくださいなんて言ったって、それは不可能なことだと思うわけです。

こういう運営の面からも、附属機関にして進めるというのは実情に合っていないと。教育委員会が責任を持って、教育委員会の責任において、18人なり20人なり必要な委員をお願いして自らおやりになったらいかがかと。既にそういうことはこの経過のところまでやってきていると、こういうことであります。

議長(増田 清君) 3番、最後です。

3番(伊藤英雄君) 沢登議員はご承知で言っているかどうか知らないんですけれども、たびたびで申しわけございませんけれども、合併協議会も沢登さんふうに言えば合併ありきでやっているんですよ。最終的に合併するかしないかは別として合併ありきでやると。

この間の流れをいえば、再編整備審議会において統合したらどうかという諮問が出され、 教育委員会は、それでは、統合に向かって動きましょうということで準備をする。その中に おいて、では、教育委員会としてどのような統合の学校をつくるのかということにおいて附 属機関をつくる。

つまり附属機関は、私の知る限りでは、執行機関、市長部局においてもそうなんですけれども、市長部局そのものなんですよ。教育委員会の中に附属機関としてありまして、附属機関で審議するというのは、それは教育委員会ではやらないということじゃないんですよ。教育委員会が行うんだけれども、教育委員会が行うについて、さらに詳しく、あるいはより多くの意見を聞く中で……、したがって、附属機関のやることというのは広い意味では教育委員会がやっていることなんです。狭い意味でいえば、今の教育委員会、沢登の言われることは狭い意味での5人の教育委員さんだけでやれと、こういうように聞こえるんですが、5人の教育委員さんだけでやるのではなく、附属機関をやることによって5人よりさらに多い15人の委員を含めて案をつくれますよと。しかも、その意味ではより広い意見を吸い上げることができるよと。これを狭い意味の5人の委員さんだけでやれといえば、やっぱりそこに吸い上げられる意見にはおのずから限度がある。

統合準備委員会のこの組織を見ても各部局に分かれて、この15人さんだけですべてが決定 されるわけではない。やっぱり部局に分かれて、それぞれまた広い意味での意見の聴取は行 われるでしょうし、だから、まず教育委員会がやらないのではなくて、附属機関がやるとい うことは広い意味でいえば教育委員会がやることだということが1点ですよ。

それから、狭い意味で沢登さんが言うように 5 人の教育委員さんだけでやるのがいいのか。 どんな学校をつくるかということは、やっぱり現場の声が一番大事ですよ。その意味でいえ ば、学校の先生や、あるいは父兄であるPTA、こういう人たちの意見も取り入れる中でやる。それを踏まえて、狭い意味の教育委員さんがやる。これも一つの方法なんですよね。だから、どの方法がいいかということであれば、その方法はより適切な方法じゃないか。少なくとも5人だけでやらせるよりはいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

1番(沢登英信君) 何も教育委員会 5 人でやれなんていうことは私一言も言っておりません。それは大きな誤解です。

ですから、何回も言っているように、5月21日に私ども議員に教育委員会が説明しようと して提供しましたのは、要綱としてやりますよと。委員は18人を選ぶ予定ですよ。5月の教 育委員会で5人の委員さんに諮って、これで進みますよという文章をよこしたわけです。

今この議案に出ていますのは15人ですよ。当初よこしたのは18人でやると言っているんですから、そのやり方は附属機関ではなくて、教育委員会の中の要綱を設けてやりますと、こう言っているんですから、それでおやりになったらどうでしょうかと、こう言っているわけです。

15人の附属機関の設置をするということは、いろんな附属機関の今度は逆の意味での制限が出てくるわけです。報酬費を払うということですから、伊藤さんが言うように地元の人何人から意見を聞いて集会を持つ。それでは、その費用をどうするのと、こういう話になってきちゃうわけです。そんな費用ありません。やるといったって、そんなことはできませんという制限が出てくるんです。

だから、そんな自ら制限をするというようなことは、もう日程が決まっていて、来年の6月に向かって合併ありきの結論だけを導き出してくる、そういう委員会ではまずいんじゃないですか。反対の意見もあるんですから、反対の意見の人も取り上げて、その人たちとも議論をして、その方々にも納得をしていただくような時間と場所を設けるというやり方が必要だと。そのやり方は、附属機関ではなくて当初教育委員会がやろうとして私どもに提示したやり方のほうがよりベターですよと、こう言っているんです。

以上でございます。

議長(増田 清君) ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番(大黒孝行君) 報告者にお尋ねをいたしますが、この文言を読みまして、統合準備委員会の決定が、あたかも議会の決定まで左右するという読み方を私はしますが、その辺の感覚はいかがでしょうか。

1番(沢登英信君) この附属機関の設置の採決を求めることは、附属機関そのものの目的 は統合を目的としている内容になるわけです。学校名をどうするか、制服をどうするか、交 通体系をどうするかというふうなことを4部会でやるわけですから。ですから、既に学校統 合の案が出る前に諮るということになりはしないかと、こういう心配をしているわけです。 議長(増田 清君) 10番。

10番(大黒孝行君) 心配はわかります。過去あなた方の委員会で数度にわたり慎重に議論をされたことで、私どもは断片的にしか知り得ない部分がございまして、言えば結論と結果と文書になったもので理解することで本会議で聞く以外にないものですから、どうもずっと進んでいないなという疑念もありまして、この文章を読みますと、どうもおれら附属機関が決めたら、みんなそっちへ引っ張られるから、そんなの嫌だなというようにとらえるんだけれども、もう一回その点に対して簡潔にお答えをいただきます。

1番(沢登英信君) 附属機関が全くさらのものであって、統合がいいかどうか、本当にそういう意味で小規模校の持っているよさがどういうものであるかどうかというふうなことまで含めて審議をして結論を出す機関であれば、大黒さんがここで言うような心配は当たらない。

ところが、もう既に小規模校のよさというようなものは議論の対象にならないと切り捨てられている。私どもが問題にしております少子化と学校がなくなるということは地域が寂れていくと、こういうことになりやすいわけですから、そこら辺の手だてをどうするのか。

例えば住民の人たちは、伊豆縦貫道を箕作へとめてくれとか、あるいは市営住宅をつくってほしいよとか、そういう意味でのそこに若者定住の住宅をつくって人口が増えるような施策をしてほしい。こういうような住民の要望というのは、既にもうレールが決められて、6月までに結論を出すというような仕組みでこれが進むわけですから、はめ込まれていて、住民の本当の意見が反映されない。そういう心配があるので反対だと、こう言っているわけです。議論することに反対しているわけじゃない。

〔発言する者あり〕

1番(沢登英信君) 左右されるかどうかは、それぞれの人たちの判断かと思いますけれど も、私は統合案が出る前に仮統合案のような内容のものになっているという判断をしており ます。

議長(増田 清君) 10番、最後です。

10番(大黒孝行君) 結局、沢登さん、議会の決定にまで及ぶかどうかわからないという

いろんな横の声もございますけれども、これは議会の最終決定においては統合の答申が議会 の決定を左右するものではないと、そうとらえて私は今話を聞いたつもりでいます。

最終決定は議会にあるんだ。そういう議会制度なんだと。だけど文言に対して、これを読むとそうとらえるから、私はどうなんですかと聞いただけですから、そんなことはありませんなら、ありませんと言わなければ。

終わります。

議長(増田 清君) ほかにありませんか。

これをもって、少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席にお戻りください。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時56分休憩

午後 2時 6分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定については、委員長の報告どおり、 これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定については、委員長の報告どおり、 これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

11番。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番(土屋誠司君) 議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例に係る下田市立学校統合準備委員会の設置に対して反対の意見を申し上げます。

この統合準備委員会については、諮問事項の内容はなく、本来の諮問事項に当たる新しい 学校のあり方、学校名、校歌、校章、通学の方法などを統合準備委員会につくっていただく のではなく、教育委員会自身の責任で調査検討した結果を審議会に諮るのが答申の本筋であ ると思います。

教育委員会は、稲梓中学校の生徒が4対11と男女のバランスが悪く、一定規模の集団が必要な学習が困難、多様な部活ができない、競争心が育たないと少人数の弊害を主張し、子供たちのためと早急な統合が必要としていますが、教育委員会は数年前までは小規模校のよさを生かした教育の方針で当分は統合は考えないとしてきました。

4対11の男女バランスの悪いのは10年も前からわかっていたのにもかかわらず、教育委員会は何も少人数、男女バランスの悪いことに是正策をしてこなかったことであります。計画の統合時には、これらの生徒は高校2年生になっております。稲生沢と統合すれば部活の数が増えるといいますが、中身はバスケ、バレー、卓球、テニスが男女ともにできるだけで数は増えません。

また、教育長の統合しないと来年にも稲梓中学の部活は男女1つずつになってしまうという発言はおかしいと思います。来年度は今年より9人の生徒が増えております。そのようなことを把握しなく、また、学校長の権限でもあることに介入した発言は問題があります。

教育委員会会議録は、平成19年度の1年間の記載内容はすべてが「事務局より説明を聴取し、原案のとおり承認」と教育委員会自身が学校統合問題等重要問題についても何の議論も意見もなく、学校再編整備審議会の答申を尊重し、原案のとおり承認と形骸化された現教育委員会のままでは、下田市立学校統合準備委員会審議会の答申を尊重し、何の意見もなくそのまま承認されることが予想されます。なぜならば、下田市立学校統合準備委員会自身での調査検討は不可能に近く、事務局である教育委員会主導の内容となることが予想されます。

稲梓中学校と稲生沢中学校統合に特化して、諮問内容のない下田市立学校統合準備委員会を設置するべきではありません。

以上です。

議長(増田 清君) 次に、賛成意見の発言を許します。 7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番(田坂富代君) 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成 の立場から意見を述べさせていただきます。

平成19年12月に下田市立学校再編整備審議会が下田市立小・中学校の再編整備について答申を出しました。昭和46年に小学校7校、中学校4校になって以来現在に至っていますが、 平成に入ってから加速度的に子供が減り、今後もこの傾向は続き、各小・中学校の教育活動に大きな影響を与えるとし、小学校においては、心身ともに十分に発達していない時期であり、家族や地域の支援が不可欠だからこそ、複式学級が生じない限りは統合はさける。

中学校においては、心身ともに飛躍的に成長を遂げる時期で、さまざまな考え方や生き方に触れることが望ましく、少人数化が進むことにより学習指導要領に示された内容を十分に施行できない状況や教員配置においても十分充てることができないことが考えられ、また、既に部活動においては、その内容が限られ、選択肢が著しく制限されている状況では、学校運用に工夫を凝らしても改善が難しいところであり、統合による再編が必要であるとしています。

子供の学習環境、教育環境を整えるために統合への準備をしていくことは行政の責任であります。また、行政の意思を形づくるものでありますから、委員の皆様にも責任を持って議論していただくためにも、附属機関でやるということは当然のことであります。

よって、下田市立学校統合準備委員会の設置のための下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に賛成するものです。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。 2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番(藤井六一君) 私は、下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、 この案件について反対をする立場で意見を述べさせていただきます。

今までの質疑のやりとりの中で、問題のほとんどは出尽くした感があります。

ただ、私が問題にしたいのは、この統合の是非、その方法、それを今この場でとやかく言うことではなくて、議会としてこの問題にどう立ち向かっていくのか。そうした観点から少し意見を述べさせていただきたいと思います。

と申しますのは、この議案が出された段階で私も質問をしたわけなんですけれども、それに対して、特に稲梓中学と稲生沢中学の統合ということではなくて一般的な機関、これからもこういう問題が出てきたときに準備を進めていく、その準備委員会、そういうものをつくりたいんだというような答弁をいただきました。

しかし、経過を見ますと一般的な機関ではございません。明らかに稲生沢と稲梓の統合を 見据えたそのための準備委員会なんです。これは考えようによっては、この議会を侮辱した とんでもない発言なんです。そういうものをこの議会がもし許していくとしたら、今後いろ いろな形で出てくる問題に対して一貫した姿勢がとれなくなるんじゃないのかなと、そうい う点を危惧するものであります。

何も準備をすることとか、統合をしたいとかいうことに対して、今この時点で待ったをかけているわけではないんです。審議会で統合すべきではないかという答申を教育委員会がいただいたわけなんです。それはそれで結構じゃないですか。そして、その答申を尊重して準備に入る。それも結構じゃないですか。既にもう準備に入ったわけですよね。私たちが知らない間に相当なところまで準備は進んでいたんじゃないですか。仮とはついておりましたけれども、準備委員会という名称で、あるいは準備委員会検討会というような名称で既に準備は進んできているはず。それを今この場で附属機関にしなければならないという理由、それがまず1点はっきり理解できない。

人によれば、この委員に内定した人から、我々の身分はどうなんだという質問を受けて、 それに対して、いや、審議会ということで身分保障しますというような答弁があったとか、 ないとか、そんなようなこともちらっと聞いております。

私は、何もこの議会で問題になるようなこういう案を出してくるのではなくて、今までと

同じように教育委員会の中の準備委員会でいいじゃないか。そこで粛々と準備を進めて、そして審議会が必要であるならば、その案についてどうしても審議会の委員の皆さんに意見を聞きたいということであるならば、その時点で考えていいじゃないのか。先に審議会ありきで審議会の中にはめ込んでしまって、そして周りの意見をそこに出させないようにする、封じ込めようとする。何かそういうことがありありと見えるような気がいたします。

この問題は、やはり地域づくり、まちづくりの問題と切り離して考えることはできないと思います。学校施設というのは、その地域にあって必要な社会資本であります。過去の人たちが我がまちに我が学校をということで、どんな思いでこの学校をつくってきたのか。これは大変なものがあったと思うんです。そして、その歴史が今もなお息づいて引き継がれてきているんです。それをある日突然、生徒数が少なくなったから、この学校をやめよう。隣の地域の学校に、これは対等合併じゃないですよ、事実上吸収、押し込めてしまえと。そして、抵抗があってはいかんから、対等合併という名前を使って、新たにここで新規の学校の名称をつければいいじゃないか。非常に安易な考え方です。関係者はそうじゃないと言うかもわかりません。しかし、外から見ていると非常に安易な考え方です。

本当に子供のことを考えるならば、何がいいのか。運動会ができないとか、こんなものは 理由にはならないんです。過去に大賀茂小学校、複式学級を行っておりました。学校存続の 危機も何回かあったようです。そういう話を伺っております。しかし、時の為政者は、何と か人口を増やそう、何とか子供を増やそうじゃないか。県の職員住宅の誘致に飛び歩いたそ うです。確かに立派な何階建てかの県の職員住宅が建っております。あの地域の人口は増え ました。

それから、あの校舎のデザイン、私の知り合いの子供さんが、私もあんなきれいな学校に行きたいよと、これは下田小学校へ通っていた子供ですけれども、言っておりました。やはり何か行政がそういうような努力をして、子供が少なくなったからやめろじゃなくて、少なくなったら、そこで何らかの方法で歯どめをかけて、そして1人でも2人でも多くしていく、そういう努力、それがここのところ行われてきたでありましょうか。僕はそうした実績は全くなかったと思います。まずやるべきことはそういうことではないでしょうか。

学校を統合するなと言っているんじゃないんです。附属機関をつくるなと言っているんじゃないんです。もうちょっと時間をかけて、いい方法を見つけたらどうですか。その結果、 附属機関は要らなくなるかもわかりません。いや、つくるようになるかもわかりません。それはそのときの議論です。今、何もない状態の中で、それは今まで半年あるいは1年、何か やってきたかもわかりません。一つのレールの上に載せて、ありきできたのかもわからないです。しかし、それは余り評価されるようなことではなかったのではないか、そう思います。まず、地域づくり、まちづくり、その中の学校の位置、そういう観点からこの問題はとらえていくべきじゃないでしょうか。子供数が少なくなったから統合しようとか、そういうミクロ的な考え方じゃなくて、もう少し大局に立ったマクロの見方をして、この問題に当たっていけば、おのずから結論が出てくるんじゃないでしょうか。

そのようなことから、今回の附属機関の設置については余りにも拙速過ぎるということで、 この案に対して私は反対をいたします。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。 3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番(伊藤英雄君) 賛成意見を述べさせていただきたいと思います。

稲生沢中学校と稲梓中学校の統合がどういったものになるかは、今後この準備委員会での話し合いの結果、出てくるでありましょう。またそのときに、この統合を行うのか、行わないのか、改めて議会で議決をすることになるのだろうと考えます。

学校の統廃合については、まず何といっても子供たちのことが大事であります。学校の主役は子供であります。今の稲梓中学校の状態が子供にとって本当にいいのかどうか。12歳から15歳の中学生は青春前期と言われ、自我が確立するときであります。自分自身をつくり上げていく時期であります。この時期に幼稚園から一緒に来た同姓、男性なら男性、女性なら女性が五、六人の仲間でずっと過ごすことが、本当に青春前期の子供たちにとってプラスになるんでしょうか。子供の成長とともに子供の人間関係も広がり、複雑化し、その中で子供の成長がなされていくわけであります。

振り返ってみれば同級生は稲生沢中学で80何人いたと思いますが、今もってつき合って本当に親友と呼べるのは二、三か四、五人ぐらいおりますが、やはり本当にウマがあって仲よくできるというのは同級生80人いても二、三人から四、五人なんですよね。やっぱり五、六人の中でウマが合えばいいけれども、合わなかったときはやっぱりどうなんでしょうか。子供の成長にとってみれば、ある規模は必要だと思います。

その意味で、統合することがいいのか、悪いのか、どんな学校ができるのかは、これはこれからの議論でありますが、やはり子供の成長にとってみれば、大きな子供社会の中で子供自身が育つような環境を整えることが必要だろうと。このことが1点であります。

もう一点は、反対意見を聞いていますと、地域が寂れる、少数学校がいいと言っていたのに心変わりした、こういうことが言われておるわけなんですが、肝心の子供にとって本当に少人数はこんなにもいいんだという議論はほとんど出されておりません。幼稚園から中学3年、15歳まで七、八人の仲間だけで過ごすことはこんなにもいいんだと。高校へ行って300人、200人の同級生の中に入っても何の問題も発生しないと、本当にそう言い切れるんでしょうか。

批判はやすいでしょうが、逆に反対派の人に僕は問いかけてみたい。今の規模で運動会もまともにできない、クラブ活動も十分にできない、そのことは何の問題もないんでしょうか。地域のために子供を犠牲にするようなことがあってはならないと思います。地域の復活は地域でやっていかなければなりません。行政もまた地域の活性化、地域づくりにはかかわる必要があるでしょうが、地域そのものがやっぱり自分自身でやっていくという姿勢がなければ、地域の復活あるいは地域が伸びていくということはないような気がします。今のように行政を批判しているだけでは稲梓地域がよくなっていくとは思えません。

反対の人も、そして我々も、もう少し前向きな姿勢で事に当たっていくべきじゃないかと 思います。そうした意味で今回の条例の附属機関の設置に賛成するものであります。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

1番。

[1番 沢登英信君登壇]

1番(沢登英信君) 子供のために、クラス数が少なくなったので統合が必要だと、こういう意見でありますが、まさに子供が少数になったことを逆手にとって合理化を図っていく、 私はこういうことであってはいけないと思うわけであります。

4人と11人の子供たちが10年近くもそれで過ごしてきた。ここについては何らの手だてもとらずに、しかも4人と11人のこのアンバランスを理由にして統合を進めるんだと、こういう議論が立てられているわけです。

伊藤さんが指摘するようにクラブ活動ができない。統合しても状態はほとんど変わらない、 こういう状態です。サッカーができるわけではない、野球部ができるわけではない、吹奏楽 部ができるわけではないんです。だから問題にしているんです。

子供のためと言いながら本当に子供のためなのか、こういう疑問がここに出ているので、本当に子供のための学校をつくりましょう、そういう大きな目的を持って、再度この問題を取り上げましょう、こういう提案をしているわけです。

ぜひともそこの点はご理解をいただいて、しかも子供の原風景であります自分の育ったところなしに、その人の一生というのは進んでいかないと思うわけです。伊藤さんが言うように中学生が自我を確立する大切な時期だというのも、私もそのとおりだと思います。自分の親友もそんなに多くありません。それは二、三人しかいない。こういうのは多くの人の実例であろうかと思います。そういう点でいえば、そういう条件を先生方が克服していく、こういうところに教育の本来の意義と先生方の働き場所があるんだろうと思うわけです。

しかも小規模校というのは稲梓中学に始まったわけではなく、稲生沢であっても、今、国が言っているところの小規模校の概念に入るわけです。 2 クラス以上なければ小規模校だと、こういう論理でありますので、ですから、そこら辺を下田市のまちづくりとあわせ、そして本当の意味での子供のための教育という観点からこの問題を考えていかなければならない。こういう意見を述べさせていただいて、討論に参加させていただきます。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

8番。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番(土屋 忍君) そろそろ地元、土屋 忍が出なければいけないかなと思いまして出させてもらいますけれども、私は稲梓出身ですので、当然ここの議論になるまで、一軒一軒とは言いませんけれども、特に今、一軒一軒歩く機会がございまして、議会の合間にも土日祭、夜、いろいろな各家庭を歩かせてもらっておりますけれども、私が行けば当然そのときにこの統合問題というのは必ず聞かれます。

そのときにいるいろな話がありますけれども、確かに地域が寂れるから中学校というのはなくなってはいけないとかという意見もあります。しかし、私が、そろそろ大体100人から200人ぐらいになりますかね、早い時期からいろんな意見を聞いていますもので、その中で大体総評してみますと、確かに根強くなくすべきではないという意見はありますけれども、私もいろんな意見をきかなければならないということで、直接小学生を持っているお母さん、中学生を持っているお母さんやお父さんの意見も当然聞くわけですけれども、この時期になってきますと地元で説明会なんかもありまして、その後の意見なども聞いてみますと、やはり一番心配しているのは、一番多いのはやはり稲梓の子供たちは当然小学校6年、中学3年、まるっきりクラスがえがありません。同じ子供が同じようにずっと卒業をしていくわけですけれども、まず小学校、ある程度の年になると、もう順位がきまっちゃっているというんですよね。ですから、競争力がうちの子供はないよと。競争してあの子を追い越そうなんてい

うものがもうなくなってきていると。これはもう生の声です。

それから、やっぱりクラブ活動が思うようにできないというのも当然あります。ですから、本当にお母さん方が心配しているのは、やっぱり一番子供に競争力がなくなるよというのは大変心配しているのは、これは現実だと思います。ですから、数的に言って、やっぱり総評してみますとやはり6割7割方はこのままじゃだめだよと。説明なんかを聞いても、統合のほうにいかないと子供たちが心配だと。先ほど伊藤議員も言ったように高校に行けば何百人のところに行くわけですよね。私が中学生から高校に行ったとき、稲梓中学校もその頃は確かに多かったんですけれども、それでも圧倒されたというのがありますもので、今10何人の子供が何百人のところへ行くというのは、かなりのプレッシャーはあるのかなと。私は気が小さかったものでそう感じたのかもしれませんけれども、やはり自分の経験からしても、そういうのは必ずあると思います。そういうことを、いろんな意見を聞いてみますと、統合はやっぱりしていかなければ本当に子供たちが心配だという意見がかなり多いというのは事実なんですよ。

ですから、それに向けて、それで地域のお父さん、お母さん方が心配しているのは、具体的な話でいいますと、それでは、バスの援助というのは本当にあるのかと。どれぐらいあるんだと。これ以上負担を、遠いところから、それこそ山の中から稲梓中学校まで出てきて、それから稲梓から稲生沢というのは、さらに大体4.5キロから5キロぐらいあるんですよね。そうすると大変朝早く起きて、歩いてある程度のところまで来てということが必ずありますので、それからさらに大きな負担をして稲生沢まで通うという、その辺をやっぱり一番心配しています。それで、バスはちゃんとあるのかと。できればスクールバスが欲しいだとか、具体的な話がいっぱい来ます。

そういうことを考えると、これからいろいろと進めていくに当たって、やはりその辺が一番ポイントかなと。そういうことを考えますと、やはり教育委員会の少ない人数の中でこちょこちょと決めて、金がないから、それでは、これだけだよというものを決められるよりは、やはり公的な今審議しているそういう機関の中で、当然地元のPTAの代表だとかは出るわけなものですから、PTAの代表が出れば、自分勝手に自分の意見だけ言うんじゃなくて、やはりこちらでは地元の意見も吸い上げ、当然そういうことはやっていくわけですので、やはりそういう機関でしっかりと地域の意見を聞いていく。これが私は大事じゃないのかと、そういうふうに考えておりますので、それがイコール統合賛成ということは決して思っておりません。やはりそこで変な形になったら、私は稲梓から市長の前にむしろ旗を持って騒ぐ

決意はございます。

そういうことで、やはり今の時点で審議をして、本当に子供たちのためになるそういうものを進めていくということについては賛成をいたします。

以上です。

議長(増田 清君) ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてを討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを 討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてを討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番(沢登英信君) 議第58号の下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、 市営住宅から暴力団及び暴力団員を排除しようと、こういう目的の条例であると思います。

しかし、今までの実績の中でこういう事例はないということでありますので、そういう意味では今急いでつくることのない条例であると。

その一方では、やはり人権をきっちり守っていくという観点が欠落される嫌いがこの条例

の中には含んでいようかと思います。

それから、暴力団及び暴力団員を排除するということは、市営住宅だけに限る問題ではないと思うわけです。まち全体から、明るいまちをつくっていく、こういう観点からの取り組みが必要であろうかと思います。

ただ、法令に基づかず国の幹部からの通達でこういう条例をつくっていくということは、 やはり検討が不十分ではないのかと、こういう感がしますので、この条例の制定に反対をするものであります。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

6番。

[6番 岸山久志君登壇]

6番(岸山久志君) この条例は全国の通達のことで行ったことでありまして、今後もこのような近隣に迷惑がかかる等のことがないようにとの条例であります。

委員長の最後の一言にありましたように、施行に当たっては、人権問題等いろいろな諸問題も起こる可能性がありますので、十分配慮してとのことがあります。また、担当課より、 入居前にさまざまな情報を得て、厳重な審査をし、また入居のときも誓約書等を徹底配備して気を配るということです。また、このとき得た情報は十分注意管理する。このような返事を受けました。

以上により、この下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について賛成いたします。 議長(増田 清君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第5号)を討論に付します。 議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。 1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番(沢登英信君) 本補正予算の下田公園アジサイ関連の整備事業でありますが、この事業はぜひとも一方では進めていただきたいと、そういうぐあいに思うわけでありますが、内容的に史跡公園でもあります。この公園との調整を図ってアジサイ園をどのように整備していき、1年後にはどうなる、5年後にはどうなると、当然こういう計画を持って整備をしていくべきであると思います。

フラワー都市の開催が下田市で行われる。何とか整備をしたいということで、こういうような計画がなしに、やはリアジサイを売ればいいんだと。こういう方向というのは大変危険といいますか、史跡公園としての整備やアジサイ園としての整備の調整が全く図られないまま進められるという結果になると思うわけであります。

金額的には大変多いという額ではありません。300万円で、そのうちアジサイ補植工事が 150万円の予算になっておりますが、やはり計画なくして事業を進めるという危うさがここ にあらわれておりますので、反対をせざるを得ないと思うわけであります。

それからなお、49ページの教育委員会事務局の下田市立学校統合準備委員会の報酬については、この委員会に反対をするものでありますので、この予算12万8,000円の報酬も認めることができない。

こういう理由で補正予算に反対をするものであります。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番(鈴木 敬君) ただいまの一般会計補正予算の中で、反対者からアジサイ園の整備計画が不明であるというふうなところが反対する大きな理由であるというふうな発言を得ました。

しかし、産業厚生委員会の審議の中においては、建設課より、このような下田公園整備基本方針並びに下田公園整備計画というものをいただいております。その内容についても、5カ年計画の中で、このような図面の中で、20年度はこういうふうな形でやるよというふうな具体的な説明も受けております。とりあえず20年度において300万円の補正予算をいただいて、それで整備します。その結果を見て、さらにこの計画と突き合わせながら内容も整備していきますというふうな建設課長からの答弁もいただきまして、我々としては、それならば

やっていただく。できるだけ、あの公園がアジサイ園だけじゃなくして、今、史跡等々のこともいろいろ問題になっております。それらを踏まえて全体的によりよい公園になるように、そのための300万円であれば、これは決して高いものではない、むしろ安いものであるというふうに私は思っております。

そのような観点から賛成するものであります。

以上です。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第5号)は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)を討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)を 討論に付します。 議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号) は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を討論 に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、 委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算(第2号)を討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)を討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、委員 長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を討論に付します。

議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)を討論に付します。 議長(増田 清君) まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告 どおり、これを可決することに決定いたしました。

発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長(増田 清君) 次は、日程により、発議第3号 地域医療の崩壊をくい止め、充実を 求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番(鈴木 敬君) 発議第3号 地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書の提出 について。 地方自治法第99条の規定により、地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

平成20年10月1日提出。

提出者、下田市議会議員、鈴木 敬、以下、敬称を略させていただきます。賛成者、

下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく伊藤英雄、同じく土屋 忍、同じく 土屋誠司、同じく森 温繁。

提案理由、下田市・賀茂郡に安定した医療の提供を求めるため。

地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書。

平成9年10月に開設された共立湊病院は内科、小児科、外科など8つの診療科目を持ち、 病床数150床を持つ総合病院です。現在、下田市・賀茂郡の中核病院としての役割と機能を 充実させるために新病院構想を検討しています。

こうした中、東伊豆町稲取にある伊豆東部総合病院が「入院施設の下田市への移設」を検討していることが判明しました。伊豆東部総合病院は平成14年4月に開院され、内科、小児科、外科など7つの診療科を有し、病床数139床を有する総合病院です。東伊豆町を中心に訪問診療、学校医、健康診断、第一次救急など地域医療の重要な役割を担っています。

また、東伊豆町稲取地区の2か所の診療所は、平成20年4月に1か所の診療所が閉鎖され、 残る診療所も現在休診状態にあり、地域医療の崩壊が危惧されている中で、伊豆東部総合病 院が、下田市に移転することになれば新たな医療過疎地域を生み出すばかりではなく、下田 市・賀茂郡の医療体制に歪みが生じることが懸念されます。

よって、静岡県においては、下田市・賀茂郡の住民に将来にわたって安定した医療提供ができるように下記の事項について要望いたします。

記。

- 1.共立湊病院を「県医療計画」において賀茂二次医療圏の中核病院と位置づけ、医療計画の目的・目標を達成するための支援をおこなうこと。
- 2. 共立湊病院の新病院構想がまとまった段階において、救急医療や過疎地医療を担っている公立病院の使命を果たせるように必要な支援をおこなうこと。
- 3.伊豆東部総合病院については、「医療計画」の達成・推進との整合性を図り、地域医療の実情を踏まえ新たな医療過疎地域を生み出さないように適切な指導等をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月1日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長(増田 清君) 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 地域医療の崩壊をくい止め、充実を求める意見書の提出については、 原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長(増田 清君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成20年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

なお、皆様の議席に配付させていただきましたけれども、1市3町合併協議会の経過報告会開催について、10月16日、これは火曜日になっておりますけれども、木曜日でございます。 午後1時30分より市役所大会議室で行いますので、ご出席いただきたいと思います。

なお、同日終了後、旧南豆製氷かかわる現状と経過について当局より報告が予定されてお

ります。

以上でございます。

また、この後、姉妹都市である萩市訪問の打ち合わせを行いますので、議席番号の5番から11番の議員の皆様は、第1委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 3時 1分閉会